

☆天智天皇死後の後継争い



//

20 **672** 年 21 <sup>よしの</sup>**吉野** で挙兵、美濃を本拠に進攻。大和地方の豪族と協力し、近江朝廷軍を破る。

※近江朝廷側に立った中央有力豪族の没落→天皇權威の急上昇

【天皇の神格化】

壬申の年の乱の平定しぬる<sup>のち</sup>以後の歌二首

「大君は 神にしませば 赤駒の 腹ぼう田井を 都となしつ」(大伴御行)

「大君は 神にしませば 天雲の 雷の上に いおらせるかも」(柿本人麻呂)

※このころより、「大王(大君)」にかわり、「22 **天皇**」の称号使用が始まる。[P. 39②; 図表P. 58]

4. 23 <sup>あすかよみはら</sup>**飛鳥浄御原** 宮期(天武朝の政治)

◇673年 大海人皇子が即位して**天武天皇**に

☆壬申の乱の勝利による急速な天皇權威の高揚を背景に、左大臣・右大臣を置かず、皇后(のちの

24 <sup>じとう</sup>**持統** 天皇)・皇子らと政治を行う25 <sup>こうしん</sup>**皇親** 政治の形態をとった。

①26 <sup>かきべ</sup>**部曲** の廃止(675年)→公地公民制へ前進

②684年 27 <sup>やくさ かばね</sup>**八色の姓** 制定…「臣」「連」を下位におき、天皇を中心とする新秩序をつくる。  
[図表P. 56<sup>1</sup>年表]

\* 皇族も対象→「28 <sup>まひと</sup>**真人**」  
\* 「臣」・「連」の一部のみ「29 <sup>あそみ</sup>**朝臣**」・「30 <sup>すくね</sup>**宿禰**」とされて權威を維持

③律令の編纂…31 **飛鳥浄御原令** (施行は持統天皇のとき)

④国史の編纂開始…『**帝紀**』『**旧辞**』の検討作業→奈良時代の『32 <sup>こじき</sup>**古事記**』成立につながる。

5. 持統朝の政治

☆天武天皇の死後、皇后であった24 **持統** 天皇が政權を継承。

①689年 31 **飛鳥浄御原令** を施行(実際に使い始めること) ※律の存在は不確実

②690年 33 <sup>こういんねんじやく</sup>**庚寅年籍** 作成

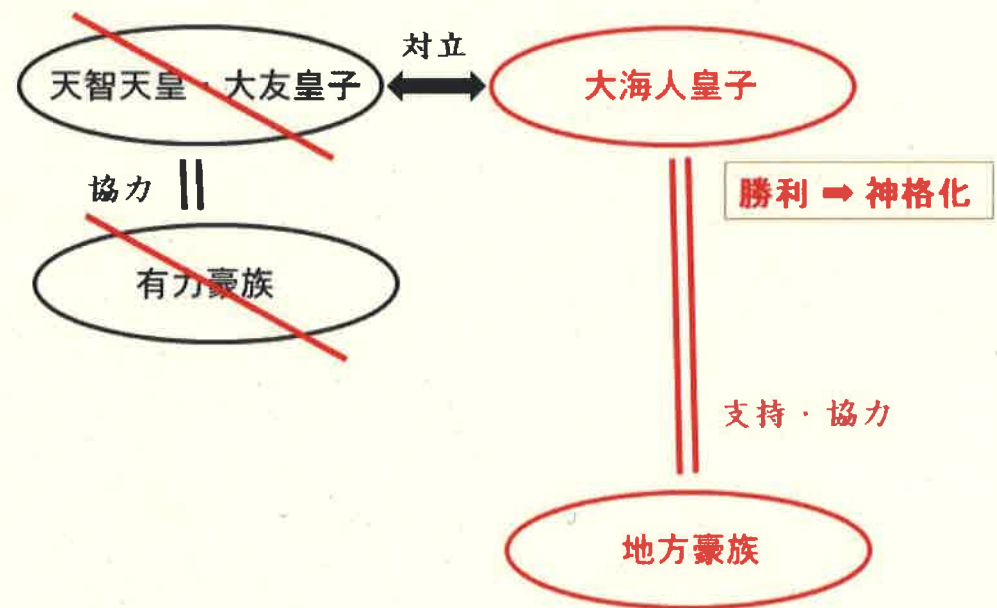
…この戸籍以後、**6年1度の戸籍作成**や**班田収授実施**が慣行となる。

③34 **694** 年 35 <sup>ふじわらきよ</sup>**藤原京** を造営、遷都。[図表P. 58<sup>3</sup>、図表P. 60<sup>2</sup>]

…**最初の本格的中国風都城**。710年 元明天皇により平城京に遷都されるまでの3代(持統、文武、元明)16年間の都。

◇ **大海人皇子**はほとんど武力を持たずに吉野にいたわけですが、なぜ勝利できたのでしょうか。一つの要因と考えられているのが**図表 P. 58<sup>1</sup>**に表された大海人皇子の進軍ルートです。大友皇子の拠点・近江大津宮へ大きく迂回するルートを通っています。このルートを迂回している間に続々と援軍が合流しました。白村江の戦いでの敗北から都を近江に移す過程での大きな負担に対する**地方豪族の不满**があり、それが大海人皇子に対する支援につながったのではないかと考えられています。

◇ **壬申の乱**の結果、それまで権力を振るっていた中央有力豪族が没落し、政權からは外れていた地方豪族たちが大海人皇子を支持して新たに即位した天武天皇を支えることとなりました。下の図のイメージのような**天皇との距離感が天皇の神格化を生み**、その絶対的な權威が私有民(部曲)の廃止といった政策の実現につながるのです。(部曲の廃止は646年の改新の詔ですでにうたわれていました)



◇ **八色の姓**のポイントは「臣」と「連」の位置づけにあります。臣姓や連姓をもつ豪族は伝統的な權威をもつ豪族です。八色の姓では、臣は下から三番目、連は下から二番目です。新しく「朝臣」や「宿禰」を授けてもらわないと下位に転落です。こうして伝統的權威は意味を失い、天皇の權威がますます高まったのです。